○国土交通省告示第三百十九号

道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第四条の規定に基づき、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十四条第二項の町村を指定したので、平成十八年国土交通省告示第五百九十八号（自動車の臨時運行の許可に関する市町村を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

岩手県の部中「和賀郡　西和賀町」を「和賀郡　西和賀町　胆沢郡　金ケ崎町」に改め、栃木県の部上都賀郡の項を削り、埼玉県の部南埼玉郡の項中「宮代町　白岡町」を「宮代町」に改め、千葉県の部山武郡の項中「大網白里町　九十九里町」を「九十九里町」に改め、石川県の部石川郡の項及び島根県の部簸川郡の項を削り、長崎県の部東彼杵郡の項中「川棚町」を「東彼杵町　川棚町」に改める。

○国土交通省告示第三百二十号

空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（平成十一年運輸省告示第百六十五号）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示

一　平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間、ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備する航空機（以下「ジェット機」という。）であって、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもののうち国内航空に従事するものの着陸料の額についての国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号。以下「使用料告示」という。）一(一)ア及び(四)カの規定の適用については、使用料告示一(一)アの規定中、「九百五十円」とあるのは「八百五十円」と、「千三百八十円」とあるのは「千三百三十円」と、それぞれ読み替えるものとする。

二　別表の上欄に掲げる航空機であって、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものについての着陸料の額は、使用料告示一(一)並びに一(四)エ及びカ(b)の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる期間に限り、同表の下欄に掲げる金額とする。この場合において、当該航空機がジェット機であって国内航空に従事するものである場合に限り、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間、同表の下欄中「使用料告示」とあるのは「第一号の規定による読替え後の使用料告示」と読み替えるものとする。

三　前号の規定にかかわらず、別表の一の項及び三の項の上欄に掲げる航空機であって、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもののうち次に掲げるものについての着陸料の額は、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間、それぞれ使用料告示（当該航空機がジェット機である場合においては第一号の規定による読替え後の使用料告示）一(一)の規定により計算して得た金額に(一)から(三)までに掲げる数を乗じた金額とする。

(一)　別表の一の項の上欄に掲げる航空機のうち新千歳空港又は福岡空港を使用空港等とする路線に係る航空機　二分の一

イ　東京国際空港、大阪国際空港、新千歳空港又は福岡空港を使用空港等とする路線に係る航空機　次のイ及びロに掲げる数

ロ　その他の空港等を使用空港等とする路線に係る航空機　次のイ及びロに掲げるもの　次のイ及びロに掲げる航空機の区分に応じそれぞれイ及びロに掲げる数

イ　東京国際空港、大阪国際空港、新千歳空港又は福岡空港を使用空港等とする路線に係る航空機　二分の一

ロ　その他の空港等を使用空港等とする路線に係る航空機　五分の一

(二)　別表の一の項の上欄に掲げる航空機のうち新千歳空港及び福岡空港以外の空港に着陸し国内航空に従事するもの　二分の一

(三)　別表の三の項の上欄に掲げる航空機のうち次のイからニまでに掲げるもの　次のイからニまでに掲げる航空機の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる数

イ　関西国際空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港又は小松飛行場を使用空港等とする路線に係る航空機　四分の三

ロ　釧路空港、函館空港、高知空港、美保飛行場、岩国飛行場又は徳島飛行場を使用空港等とする路線に係る航空機　二分の一

ハ　旭川空港、帯広空港、秋田空港、山口宇部空港、女満別空港、青森空港、庄内空港、富山空港、神戸空港、鳥取空港、出雲空港、岡山空港又は佐賀空港を使用空港とする路線に係る航空機　五分の二

ニ　その他の空港等（大阪国際空港、新千歳空港及び福岡空港を除く。）を使用空港等とする路線に係る航空機　五分の一

附　則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

別表

	航空機	期間	金額
一　国土交通大臣が設置し、及び管理する空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項第六号に掲げる空港に着陸する航空機（使用料告示一(四)カ(a)ただし書に規定するものの並びに次項、第四項、第五項及び第六項に掲げるものを除く。）		平成十五年四月一日から当分の間	使用料告示一(一)の規定により計算して得た金額に十分の七を乗じた金額
二　使用料告示一(四)カ(b)に規定する航空機	ジェット機	平成九年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間	使用料告示一(一)アの規定により計算して得た金額に六分の一を乗じた金額
	その他の航空機		使用料告示一(四)カ(b)の規定により計算して得た金額に四分の一を乗じた金額
三　東京国際空港に着陸する航空機（使用料告示一(四)エ及びカ(a)ただし書に規定するものの並びに前項及び次項に掲げるものを除く。）	関西国際空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港又は小松飛行場を使用空港等とする路線に係る航空機	平成十七年四月一日から当分の間	使用料告示一(一)の規定により計算して得た金額に十分の九を乗じた金額
	釧路空港、函館空港、高知空港、美保飛行場、岩国飛行場又は徳島飛行場を使用空港等とする路線に係る航空機		使用料告示一(一)の規定により計算して得た金額に四分の三を乗じた金額
	旭川空港、帯広空港、秋田空港、山口宇部空港、女満別空港、青森空港、庄内空港、富山空港、神戸空港、鳥取空港、出雲空港、岡山空港又は佐賀空港を使用空港とする路線に係る航空機		使用料告示一(一)の規定により計算して得た金額に十分の七を乗じた金額